

役員等に対する報酬等の状況 第4表付表1（認定法人用）

法 人 名	特定非営利活動法人 シニアネット相模原		
役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係			
1 役員報酬の支給			
氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
2 役員親族等 ^(注2) である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
（注2）「役員親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます（「特殊の関係」は（注1）参照）。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集 計 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日		
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額		
8 人	660,520 円		

（注意事項）

- ・「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません